

消防計画、予防・防災規定の変更

が必要になりました



かなり高い確率で発生するであろうと予想されている **南海トラフ地震**
これを想定した

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

で、神戸市が**地震防災対策推進地域**に指定されています。

神戸市では 南海トラフ巨大地震に伴う津波は 地震発生から
およそ**80分**から**110分**で到達すると予想されています。

ですから 事前の心構えと準備をしていれば、津波による人的被害を
大幅に軽減する事が可能です。

消防法では地震防災対策推進地域内で、地震に伴う津波被害が予想される地域に
ある事業所について、**消防計画、予防規定、防災規定**に津波対策等を定めて
届出、申請をしなければならないと定めています。

南海トラフ地震防災規定 と言います。



南海トラフ地震防災規定 に定める内容

津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波に係る防災訓練に関する事項

地震による被害の軽減を図るために必要な事項

など

兵庫県公表 南海トラフ地震想定

想定地震規模 M9.0

震 度 最大6強

津波の最大水位 4m

津波到達時間 80～110分

西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

南海トラフ地震防災規定の作成が必要な区域 神戸市

NBS

神戸市	東灘区	魚崎西町1丁目、魚崎南町1～7丁目、魚崎浜町、御影石町1丁目、御影塚町1丁目、3丁目、御影浜町、御影本町1丁目、3丁目、5丁目、7丁目、向洋町西1丁目～2丁目、向洋町中9丁目、向洋町東1丁目～4丁目、住吉南町1丁目、4丁目、住吉浜町、深江南町1丁目～5丁目、深江浜町、深江北町4丁目～5丁目、深江本町3丁目～4丁目、青木1丁目～6丁目
	灘区	摩耶埠頭、摩耶海岸通1丁目、灘浜町、灘浜東町、新在家南町5丁目、浜田町1丁目、4丁目
	中央区	伊藤町、栄町通1丁目～7丁目、加納町6丁目、海岸通、海岸通1丁目～6丁目、京町、元町通1丁目～6丁目、江戸町、港島1丁目～9丁目、港島中町1丁目～2丁目、7丁目、小野浜町、新港町、西町、前町、相生町1丁目～5丁目、中町通2丁目、東川崎町1丁目～7丁目、東町、播磨町、波止場町、浜辺通2丁目～6丁目、弁天町、明石町、浪花町、脇浜海岸通1丁目、4丁目
	兵庫区	芦原通1丁目、磯之町、永沢町2丁目、遠矢町1丁目～2丁目、遠矢浜町、笠松通5丁目～10丁目、吉田町1丁目～3丁目、御崎町1丁目、御崎本町1丁目～4丁目、今出在家1丁目～4丁目、佐比江町、三石通1丁目～3丁目、七宮町1丁目～2丁目、出在家町1丁目～2丁目、小河通1丁目～4丁目、小松通2丁目～6丁目、松原通1丁目～3丁目、上庄通1丁目～3丁目、神明町、須佐野通1丁目～3丁目、西出町、西出町1丁目～2丁目、切戸町、船大工町、鍛冶屋町1丁目～2丁目、築地町、中之島1丁目～2丁目、島上町1丁目～2丁目、東出町1丁目～3丁目、東柳原町、南逆瀬川町、南仲町、入江通1丁目～2丁目、浜山通1丁目～6丁目、浜中町1丁目、兵庫町1丁目～2丁目、北逆瀬川町、本町1丁目～2丁目、湊町1丁目、和田宮通2丁目～8丁目、和田崎町1丁目～3丁目
	長田区	海運町8丁目、苅藻通7丁目、苅藻島町1丁目～3丁目、駒ヶ林町1丁目～6丁目、駒ヶ林南町、駒栄町4丁目、東尻池新町、南駒栄町、浜添通8丁目、本庄町8丁目、野田町9丁目
	須磨区	一ノ谷町5丁目(JR線南側に限る)、若宮町1丁目、須磨浦通1丁目、須磨浦通2丁目～6丁目(JR線南側に限る)、西須磨(JR線南側に限る)、外浜町2丁目
	垂水区	塩屋町1丁目(JR線南側に限る)、海岸通、宮本町、狩口台7丁目(JR線南側に限る)、西舞子1丁目、平磯1丁目～3丁目

これ以外の地域の方は必要ありません



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>

NBS

弊社Top Pageへ 

南海トラフ地震防災規定の作成が必要な事業所等

NBS

概ね次表において防火管理者が必要なもの

(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 等 ロ 公会堂又は集会場 等
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 等 ロ 遊技場又はダンスホール 等 ハ 性風俗関連特殊営業 等 ニ カラオケボックス類 等
(3)項	イ 待合、料理店 等 ロ 飲食店 等
(4)項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 等
(5)項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 等
(6)項	イ 病院、診療所又は助産所 等 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム 等 ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)項	小、中、高校、高専、大学 等
(8)項	図書館、博物館、美術館 等
(9)項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等 ロ イ以外の公衆浴場 等
(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 等
(11)項	神社、寺院、教会 等
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場 等
(15)項	前各項に該当しない事業所 等
(16)項	上に掲げる用途が2つ以上入っている建物
(16の2)項	地下街
(17)項	文化財建築物 等

※(12)項イ(工場又は作業場)にあつては、従業員が1,000人以上のもの。

該当する事業所等には管轄消防署から連絡がありますが

ご自身でも 一度ご確認を御願い致します。



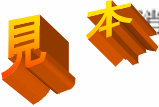
西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>

NBS

弊社Top Pageへ

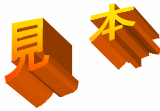
それそれ正副2部作成してください

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
神戸市  消防署長 様 防火 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ ⑩ 管理権原者 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ ⑩	別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	神戸市 _____ 区
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。



南海トラフ地震防災規程（例）

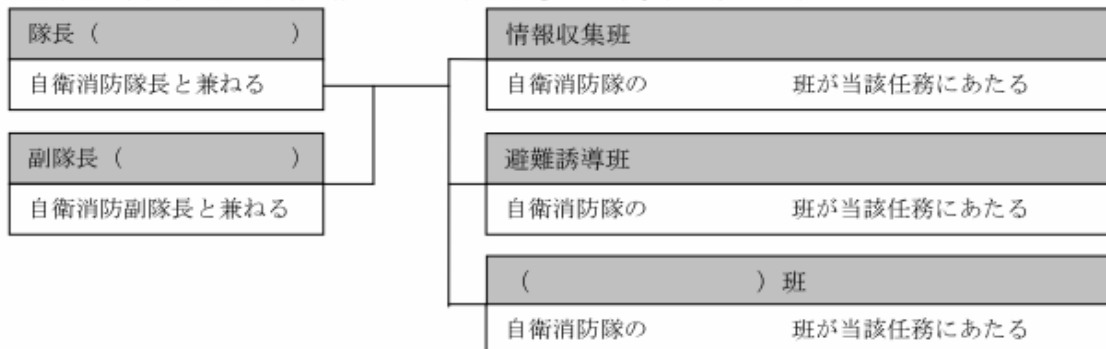
1 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、「津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項」（以下「地震防災対策等」という。）について、人命の安全及び被害の軽減を図ること。

2 避難場所を次のように指定する（①、②のうち両方又はいずれかを選択）

- ① 津波浸水想定区域外にある下記の場所を避難先とする。
 （ ）
- ② 建物内の安全性が確認できる場合は、建物（原則として、耐震安全性【1981年施行：新耐震設計基準】が確認されているRC・SRC構造）の3階以上に留まる。
 ※ 津波浸水想定区域外への避難に相当な時間を要する場合又は避難者集中に伴う雑踏事故等の二次被害が予想される場合等に選択可。

3 地震防災対策等に係る組織（以下「地震防災隊」という。）を次のように定める



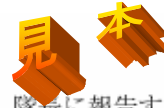
※必要に応じて班を追加する

4 隊長等の権限を次のとおり定める

- ① 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。
- ・ 情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - ・ 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - ・ 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - ・ 従業員を（ ）に集合させ避難させること。
 - ・ 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- ② 隊長は、南海トラフ地震に係る教育及び訓練を定期に実施する。
- ③ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

5 不測の事態が発生した場合は次による

- ① 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、本規程に基づく活動が困難又は適当でないと判断した時は、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- ② 各班長は、本規程に基づく活動が困難又は適当でないと判断した時は、隊長に状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。



6 情報収集班による情報収集及びその伝達方法は次のとおりとする

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて情報収集を実施し、随時、隊長に報告する。
- ② あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定める。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段確保に配慮する。
- ③ 従業員及び顧客に対する地震防災対策等に関する指示又は情報伝達は、次のように行う。
 - ・ 非常放送設備、館内一斉放送又は拡声器を使用し全館に伝達する。この際津波到達までの時間を明確に伝達する等、パニック防止に配慮する。
 - ・ 各階情報班は拡声器を用い情報伝達、指示を行う。
- ④ 従業員又は顧客等に伝えるべき内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ・ 避難場所及び避難方法 ・ 地震の規模等 ・ 津波に関する情報 ・ 地震防災隊への指示
 - ・ パニック防止 ・ ()
- ⑤ 強い揺れ又は弱い揺れであってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報収集にあたる。

7 避難誘導班による避難誘導等は次のように行う

- ① 当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出を行う。
- ② 建物内の避難経路の確保及び安全確認を行う。
- ③ 避難の開始は、隊長の指示に基づき行う。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮する。
- ④ 建物内の避難は階段を使用し、エレベーターは使用しない。
- ⑤ 避難誘導の際は、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指示し、パニック防止に努める。
- ⑥ 顧客等への避難誘導が完了したときは、直ちに隊長に報告する。
- ⑦ 避難誘導に必要な資機材は次のとおりとし、() に保管する。
 - ・ 避難経路図 ・ 拡声器 ・ 懐中電灯 ・ 非常用食料 ・ ヘルメット
 - ・ 救急措置用品 ・ ()

8 地震防災対策等に関する教育・広報を次のように行う

- ① 防災規程の内容は、従業員に対する研修等で徹底する。特に新入社員、派遣社員、パートタイマー等については採用時等に研修を実施する。
- ② 教育の内容は、次のとおりとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・ 地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
 - ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ③ 地域の避難場所及び避難経路等については、事前に顧客などに対して広報するよう努める。

9 地震防災対策等に関する訓練を次のように行う

- ① 下記訓練を年1回以上行うものとする。
 - ・ 情報収集、伝達に関する訓練
 - ・ 津波からの避難に関する訓練
 - ・ その他前各号を統合した総合防災訓練
- ② 地方公共団体、関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
- ③ 訓練実施予定日は、消防訓練実施日とする。

10 備考

※ 各項目の内容については、二重線で削除、空欄に加筆するなど修正し、活用してください。